

支援給付金FAQ

問1 同一事業所で、介護保険サービスとしょうがい福祉サービスの両方を提供している場合の申請はどうしたらよいか。

(答)

同一事業所において、障害福祉サービスと、介護保険サービスの両方を行っている場合には、それぞれで申請が行えます。

問2 市内の事業所ではあるものの、利用者は、国立市民でない方、援護実施者が国立市ではない方しかいないが、交付対象となるか。

(答)

この支援給付金は、国立市内に事業所があり、しょうがい福祉サービス等を提供している事業所を支援するための支援給付金です。そのため、利用者については、当市の住民登録の有無や援護実施者を問いません。

問3 法人内に、国立市外に所在し、国立市民が利用する事業所があるが、交付対象となるか。

(答)

市外の事業所は、国立市民の利用者がいる場合でも、支援給付金の対象とはなりません。

問4 令和7年1月1日に、東京都より指定を受けて事業を開始したが、交付対象となるか。

(答)

令和6年12月3日より後に、東京都等の指定を受け、事業を開始した事業所については、対象となりません。

問5 一時的に事業を休止した期間があるが、交付対象となるか。

(答)

一時的な事業の休止であって、その後、事業を継続している場合には、交付対象となります。

問6 事業所を廃止・休止しているが、交付対象となるか。

(答)

申請時点において事業所を廃止している場合は、支援給付金の対象となりません。
事業所を休止している場合については、それが一時的なものであれば交付対象となる可能性があります。詳しくは担当までご照会ください。

問7 事業所の数え方を教えてほしい。

(答)

同一事業所において、複数サービスを運営する場合には、事業所番号毎に、1事業所と数えます。

(例) 事業所 A (番号：1353XXXXX2 居宅介護)
(番号：13638XXXX1 移動支援) } 事業所数：2

問8 運営事業者で取りまとめず、事業所毎で別々に申請ができるか。

(答)

運営事業者（法人等）で全事業所を一括して、申請してください。

問9 複数の事業所があるため、口座を分けての振込みは可能か。

(答)

事務手続きの都合上、指定できる振込口座は、1運営事業者（法人等）につき1口座とさせていただきます。

問10 支援給付金の交付はいつ頃になるか。

(答)

ご申請いただいた後、申請内容を審査し、まずは交付決定を行います。交付決定通知がお手元に届いてから、概ね2～3週間で指定の口座へ振り込まれます。

なお、申請内容に誤りがあった場合は、交付決定が遅れますので、誤りがないようご注意ください。

問11 交付された支援給付金の使い道に制限はあるか。

(答)

用途は限定されていません。物価高騰によって影響のあった様々な経費の一部など、個々の状況に応じて広くお使いいただけます。ただし、後日、活用状況について、ご報告をいただく場合があります。その場合には、ご協力お願いいたします。